

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、

生活資金でお悩みの皆様へ

最大 20 万円

無利子で緊急貸付します

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

◆休業された方向け（緊急小口資金）

⇒10万円以内

（学校等の休業、個人事業主等の場合 20万円以内）

◆失業された方等向け（総合支援資金〈生活支援費〉）

⇒（単身世帯）月 15万円以内

（複数世帯）月 20万円以内

★詳細は裏面をご参照ください★

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還を免除することができる予定です

【ご相談・お申し込み先】 ※お住まいの市区町村社会福祉協議会が窓口になります。

神奈川県内の市区町村社会福祉協議会

横浜市		栄区	045-894-8521	横須賀市	046-821-1301	綾瀬市	0467-77-8166
鶴見区	045-504-5619	泉区	045-802-2150	平塚市	0463-21-8813	葉山町	046-875-9889
神奈川区	045-311-2014	瀬谷区	045-361-2117	鎌倉市	0467-23-1075	寒川町	0467-74-7621
西区	045-450-5005	川崎市		藤沢市	0466-50-3525	大磯町	0463-61-9390
中区	045-681-6664	川崎区	044-246-5500	小田原市	0465-35-4000	二宮町	0463-73-0294
南区	045-260-2510	幸区	044-556-5500	茅ヶ崎市	0467-85-9650	中井町	0465-81-2261
港南区	045-841-0256	中原区	044-722-5500	逗子市	046-876-6222	大井町	0465-84-3294
保土ヶ谷区	045-341-9876	高津区	044-812-5500	三浦市	046-888-7347	松田町	0465-82-0294
旭区	045-392-1123	宮前区	044-856-5500	秦野市	0463-84-7711	山北町	0465-75-1294
磯子区	045-751-0739	多摩区	044-935-5500	厚木市	046-225-2947	開成町	0465-82-5222
金沢区	045-788-6080	麻生区	044-952-5500	大和市	046-200-6177	箱根町	0460-85-9000
港北区	045-547-2324	相模原市		伊勢原市	0463-94-9600	真鶴町	0465-68-3313
緑区	045-931-2478	中央区	042-756-5034	海老名市	046-235-0220	湯河原町	0465-62-3700
青葉区	045-972-8836	南区	042-765-7065	座間市	046-266-2025	愛川町	046-285-2111
都筑区	045-943-4058	緑区	042-775-8601	南足柄市	0465-73-1575	清川村	046-287-1118
戸塚区	045-866-8434						

受付時間・会場についてはそれぞれの市区町村により異なる場合がありますので、上記お問合せ先に御確認ください。

休業された方向け（緊急小口資金）

- **貸付上限額**：10万円以内。ただし、以下の場合は20万円以内の貸付が可能
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき
 - (3) 世帯員が4人以上のとき
 - (4) 世帯員に下記の①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ① 子の世話を新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
- **据置期間**：貸付の日から1年以内
- **返済期限**：据置期間経過後2年以内（相談時に決定します）

失業された方等向け（総合支援資金〈生活支援費〉）

- **貸付上限額**：(単身世帯)月15万円以内、(複数世帯)月20万円以内 ともに貸付期間は原則3月以内
- **据置期間**：貸付の日から1年以内
- **返済期限**：据置期間経過後10年以内（相談時に決定します）
- **要件**：原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けること

借入申請に必要なもの

（※ これらが手元にはない場合は窓口でご相談ください）

借入申込みにあたっては、申請される方とその世帯員について現在の状態が確認できる書類が必要です

- 身分を証明できる書類（運転免許証や健康保険証など）
- 本人の印鑑（登録済み印鑑）
- 住民票謄本（世帯全員記載のもの）
- 貸付金の振込先口座として指定する口座（本人口座）が確認できる通帳やキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少の状況が明らかにわかるもの（減収する前後の給与明細、給与振り込み口座の通帳履歴、離職票、勤務シフト表、勤務シフトを記録したスケジュール表等で、休業により収入が減少した（または減少する予定）であることを確認できるもの）
- その他に、確認のための必要な書類

※ 窓口でコピーをさせていただきます。

注意事項

- * 休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。
- * 個人ではなく世帯を対象とした「世帯の生活の安定」を支援する制度です。
- * 審査の結果、貸付ができない場合があります。また虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は即時に返還していただきます。
- * 貸付決定がされたあと、ご本人名義の金融機関の口座に振り込みます。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
なお、総合支援資金の場合、貸付決定後、借用書等を提出していただくことにより送金となります。
- * 送金を行うまでには、申請書類を県社協で受理してから1週間程度の日数を要します。書類に不備等がある場合には、その訂正に必要な日数がかかりますのでご了承ください。
- * ご返済の方法はゆうちょ銀行からの払込となります（口座引落希望の方はご相談ください）。
- * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申請ができません。
- * 現に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、またその疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。社会福祉協議会では、さまざまな福祉サービスを提供している所もありますので、支援者を経由した感染拡大防止の観点から、ご協力をお願いいたします。

実施主体：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（地域福祉推進部 生活支援担当）

連絡先：〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

電話：045-311-1426（受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00）